

多治見市民病院の一部スペースを利用した  
多治見市産後ケア事業（宿泊型・通所型）業務委託仕様書

令和7年1月6日

多治見市保健センター

多治見市民病院の一部スペースを利用した  
多治見市産後ケア事業（宿泊型・通所型）業務委託仕様書

1. 事業番号 多保セ委 第17号
2. 事業名 多治見市民病院の一部スペースを利用した多治見市産後ケア事業  
（宿泊型・通所型）業務委託（単価契約）
3. 契約履行期間 令和7（2025）年4月1日～令和9（2027）年3月31日
4. 契約履行場所 多治見市民病院4階北病棟の一部スペース（多目的室6、多目的室5、更衣室）
5. 本事業の趣旨

母子保健法第17条の2に規定する産後ケア事業として、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

6. 産後ケア実施対象者

- (1) 多治見市の区域内に住所を有し、出産後1年未満の母子であって、産後ケアを必要とする者
- (2) その他市長が特に支援が必要と認める者

7. 業務内容

- (1) 多治見市（以下「市」という。）が利用決定をした母子（以下「対象者」という。）に対する産後ケア（以下「サービス」という。）の提供
- (2) 日程及びサービス内容についての市との調整
- (3) 対象者に対するサービス提供前の説明、必要な調整等
- (4) 次のサービスの両方を実施すること（土日祝日も対象者の必要性に応じて対応可能とすること。）。

ア 宿泊型

対象者を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、次の表に掲げる心身のケア、育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。また、利用者（母）に食事の提供をすること。

イ 通所型

対象者に日帰りで施設を利用させ、休養の機会を提供するとともに、次の表に掲げる心身のケア、育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。なお、1日型は利用者（母）への食事の提供をすること。

※食事の提供については、多治見市民病院の給食を注文することが可能。又、施設内で調理することはできない。

区分	サービス内容	
宿泊型	原則として入所は10時、退所は退所日の10時とする。 1泊2日につき3食の食事を提供する。 （1日とは0時から24時とする）	①産後の母親の身体的ケア並びに保健指導及び栄養指導 ②産後の母親の心理的ケア（母親の休養を含む） ③適切な授乳が実施できるためのケア （乳房のケア・乳房マッサージを含む）
通所型	1日型 7時間程度（6時間以上） 1回につき1食の食事の提供をする。 半日型 4時間程度（3時間以上） 食事の提供は必須ではないが、利用時間が昼をまたぐ場合は、食事を提供することが望ましい。なお、利用者の持込みとすることを可とする。	④育児の手技についての具体的な指導及び相談 ⑤生活の相談及び支援 ⑥その他必要な相談、保健指導及び情報提供

- (5) 市の判断により、対象者である子の兄弟姉妹及び家族の同伴を受け入れること。この場合においては、兄弟姉妹及び家族の食事はサービスに含まれないが、オプションとして実費により提供することができるものとする。
- (6) 市の判断により、支援の必要性の高い利用者を受け入れる場合にあつては、利用者の状況やニーズをアセスメントし、ケアプランを作成すること。
- (7) 多胎や支援の必要性の高い利用者が利用する場合にあつては、夜間について助産師、保健師又は看護師の二人体制をとること。
- (8) 対象者を2組同時に受け入れた場合にあつては、夜間については1組につき一人の助産師、保健師又は看護師を置くこと。
- (9) 多治見市民病院の給食の料金は3食2,145円(税込み)(朝食450円・昼食750円・夕食750円《税別》)で飲み物は含まれない。)とする。また、利用する母のみ注文することができる。給食料金は受託事業者(以下「受託者」という。)が給食事業者へ支払う。ただし、給食の料金については変更になる場合がある。
- (10) 利用料に対し、利用者負担額の徴収と領収書の発行をすること。
- (11) サービスの内容の記録と市への報告及び委託料の請求をすること。

## 8. サービスの提供者

本事業の実施時間においては、助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1人以上置くこと。特に対象者が出産後4か月頃までの場合は、原則、助産師を中心とした実施体制で対応すること。また、出産後4か月頃を超えた場合であっても、適切な授乳が実施できるためのケア(乳房ケアを含む)については、助産師が実施すること。

なお、サービスの提供にあたっては、保健師助産師看護師法や医師法を順守すること。

## 9. 実施場所と備品等

多治見市民病院4階北病棟の一部スペース(多目的室6、多目的室5、更衣室)を利用する。炊事場については準備室を、入浴については4階の他病棟のシャワー室を利用すること。

ベッド(大人用・赤ちゃん用)、机、椅子、赤ちゃん用のバウンサー、離乳食用の机と椅子、床に敷くマット、シーツ、ベビーサークル、冷蔵庫、電子レンジ、トースター、乳幼児体動センサー等の基本的な備品については市が用意する。その他、産後ケアを実施するにあたって必要な物や消耗品については受託者が用意すること。また、シーツ等のリネン類の洗濯も受託者が行うこと。

## 10. 光熱水費

光熱水費(消費税及び地方消費税相当分を含む)について、産後ケアを実施した1日につき500円、半日につき250円を受託者が多治見市民病院へ支払う。

## 11. 利用期間及び時間

利用期間は他の施設での産後ケアの利用も含めて、対象者1組当たり宿泊型は7日以内(1泊2日は2日、2泊3日は3日と数える)、通所型は7回以内を基準として、対象者と市との協議により定める。市長が特に必要と認める場合は、利用期間を宿泊型は14日以内、通所型は14回以内とすることができる。利用日数の延長等の管理は市において行う。

## 12. 契約単価及び利用者負担の支払い

契約単価は1子1日当たり3万円(食事代を含む)、通所型(半日型)は1子1日当たり2万円を上限とする。

多胎の場合であって、市の判断により助産師、保健師又は看護師の二人体制で対応する場合は、1日当たりの委託料の上限を2倍とする。その場合にあつては表1の多胎加算・夜間加算は加算しない。

利用者は、利用者負担額（委託料の1割とし、生活保護又は市民税非課税世帯は無料。1子につき5回までの自己負担額の減免あり。）を受託者に支払い、事業者は契約単価から利用者負担額を除いた額を市へ請求する。

市の判断により、以下の対応をした場合は表1の加算を行う。

表 1

	内容	単位	加算額
1	支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算等 (ケアプランを作成した場合)	宿泊型1泊	7,000円
		通所型1日	7,000円
		通所型半日	3,500円
2	兄弟や生後4か月以降の児の受け入れ加算 (産後ケア担当者とは別に保育士等を配置した場合)	宿泊型1日・通所型1日	9,100円
		通所型半日	5,200円
3	夜間職員配置加算 (夜間の8時間程度を助産師、保健師又は看護師の二人体制にした場合)	宿泊型1泊	20,000円
4	多胎加算(1子につき) (助産師、保健師又は看護師の二人体制の場合)	宿泊型1日・通所型1日	5,000円
		通所型半日	3,000円

### 13. 事業の申請からサービス利用の流れ

- (1) サービス利用を希望する者は、多治見市産後ケア事業利用申請書（以下「申請書」という）を利用日の原則3日前までに市に提出する。市は、申請書を受けた後速やかに受託者へ実施の可否について問い合わせる。
- (2) 受託者は、利用可能な回数と期間の範囲内で日程調整を行い、実施日について、実施日の3日前までに市と多治見市民病院へ伝える。
- (3) 市は、対象者のサービス利用の可否及び利用者負担額を決定し、多治見市産後ケア事業利用承認通知書を申請者へ通知し、速やかに受託者へ依頼する。
- (4) 受託者は、承認通知書に基づき、実施対象者に希望するケアを確認し、産後ケアを実施する。また、母子健康手帳の「産後ケアの記録」の箇所に記録する。
- (5) 受託者は、利用者から利用者負担額を徴収し、領収書を渡す。受託者は、産後ケア実施後1週間以内に実施記録を市へ提出する。また、特に報告が必要な場合は、実施後速やかに市へ電話等で報告する。
- (6) 受託者は、毎月、産後ケア実施分を取りまとめ、翌月10日までに市へ請求書を添えて委託料を請求する。
- (7) 市は、請求を受けて30日以内に受託者へ業務委託料を支払う。
- (8) 利用者から日程の変更又は中止する旨の連絡が、利用日の前日の午後3時までになかった場合に限り、受託者は利用者から当該利用日に係る自己負担額をキャンセル料として徴収することができる。給食料金については、前日の午前10時までに利用者から変更又は中止する旨の連絡がなかった場合は、受託者は利用者から当該利用日に係る給食料金について徴収することができる。ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合はこの限りでない。なお、サービスの実施がされなかった日の委託料は発生しない。

#### 14. 事業実施に関する事項

- (1) 受託者は、市の母子保健・児童福祉関係機関等と連携・協力するとともに、適切な連絡体制を確保し、本事業を行うこと。
- (2) 受託者は、実施担当者に対し、本事業の実施に関する研修を受講させる等し、資質の向上に努めること。
- (3) 受託者は、国の指針及び多治見市の方針に沿った保健指導・栄養指導を実施すること。  
以下についても参考にすること。
  - ・「妊産婦メンタルヘルスマニュアル」 令和2年度厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業）公益社団法人産婦人科医会
  - ・「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針（令和3年3月）」
  - ・「授乳・離乳の支援ガイド（2019年3月）」
- (4) 産後ケア業務とは別に、オプションとして育児用品等の販売（オムツやミルク等の産後ケアで使用するものに限る）については、あくまで本人の希望に応じて提供されるものであるため、費用について分かりやすい形で提供するとともに、丁寧に説明を行うこと。  
また、美容等の産後ケアと直接関係のない有料サービスを提供することはできない。その他、委託業務内容以外のサービスで、産婦の健康や心理的なケアに有効であると思われるサービスをオプションとして実施したい場合は、市と協議し、実施の可否を決定する。その場合も、あくまで本人の希望に応じて提供されるものであること。
- (5) 受託者は、多治見市民病院4階の実施場所を清掃し（休日の場合はシャワー室の清掃も含む）、物品管理をすること。また、備品の持込みについては多治見市と協議をすること。また、部屋の装飾は原則できない。
- (6) 多治見市民病院の業務の妨げになることはしないこと。
- (7) 受託者は、市が用意した備品以外で産後ケアに必要な物品や消耗品を用意し、リネン等の洗濯もすること。
- (8) 産後ケア事業の実施に当たっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について十分な配慮をすること。母の休養のために児を預かる場合は、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意し、特に、児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）予防のための対策をとること。また、安全マニュアルを作成すること。
- (9) 実施場所について、安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び実施担当者の安全確保に努めること。
- (10) 受託者は、実施施設の食品衛生及び環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (11) 受託者は、非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
- (12) 受託者は、事故等の緊急事態に備え、損害保険等の保険に加入すること。
- (13) 業務により生じた事故及び損害については、市に故意又は重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理にあたるものとする。
- (14) 委託期間満了後は、産後ケア実施場所を原状復帰すること。
- (15) 受託者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者がサービスに関する質問・苦情等があったときは、誠意を持って迅速、適切に対応するとともに速やかに市へ報告すること。
- (16) 受託者は利用者の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をすること。さらに、ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。  
また、利用者の急変時については、多治見市民病院救急へ依頼し、必要に応じてその後の対応の指

示を仰ぐとともに、市へ速やかに報告すること。

#### 15. 契約に関する事項

- (1) 本市に提出した申請書類の内容に変更が生じる場合、多治見市産後ケア事業業務委託内容変更確認書（多治見市産後ケア事業実施要綱様式7）を速やかに提出すること。

#### 16. 個人情報の取り扱い

個人情報の取扱いに関する特記事項を遵守し、個人情報の保護に努めること。

#### 17. 環境配慮

作業全般にわたって環境への配慮に努めること。

- (1) 本業務における移動・運搬においては、合理化・効率化を図るとともに、低公害型の手段を用いること。
- (2) 消耗品の使用にあたっては、環境への負荷の少ないものを選定すること。
- (3) 提出書類等には、エコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に使用すること。
- (4) 再生品の使用を推進すること。
- (5) 排出される廃棄物は適正に処理すること。
- (6) その他受託者が行っている環境配慮行動を実施すること。

#### 18. 妨害又は不当要求に対する通報義務

- (1) 受託者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
- (2) 受託者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、市に対して履行期間の延長を請求することができる。

本仕様書にない事項は、「産後ケアガイドライン」（こども家庭庁）を参考にするとともに、市と受託者とで協議して決める。